

神奈川県と株式会社明光キャリアパートナーズとの 外国籍県民及び外国人労働者等への日本語教育の推進に係る連携協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社明光キャリアパートナーズ（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力することによって、外国籍県民及び外国人労働者等への日本語教育の推進に係る取組の充実を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 外国籍県民への日本語教育の推進に関すること
- (2) 県内事業所等で働く外国人への日本語教育の推進に関すること
- (3) 県内教育機関で学ぶ留学生への日本語教育の推進に関すること
- (4) その他この協定の目的に資する取組に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から起算して2年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から2年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(反社会的勢力に関する対応)

第6条 甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年1月20日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都千代田区麹町5-4 JPR麹町ビル3F
株式会社明光キャリアパートナーズ
代表取締役社長 中川 拓哉